

富里市男女共同参画計画(第3次)



令和5年3月

富里市

ごあいさつ

本市では、「富里市男女共同参画計画(第2次)(改訂版)」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、各施策を展開してまいりました。

しかしながら、令和4年1月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、社会全体で男女平等と思う人の割合はまだまだ低く、今なお固定的な性別役割分担意識も根強く残っています。



また、新型コロナウイルス感染症により、多くの人が影響を受けていますが、特に、女性の雇用、所得への影響や配偶者等からの暴力の増加・深刻化が顕在化しています。

このような社会情勢の変化やこれまでの取組を踏まえ、この度、「富里市男女共同参画計画(第3次)」を策定いたしました。

本計画では、「一人ひとりを認め合い、支え合う、元気なまちとみさと」を基本理念とし、「男女」とどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸せを感じられる社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

「一人ひとりを認め合い、支え合う、元気なまちとみさと」の実現には、市民、事業者、関係機関等の多様な主体が関わり合い、力を合わせて取り組んでいくことが不可欠ですので、皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和5年3月

富里市長 **五十嵐 博文**

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画改定の目的.....	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間.....	3
4 SDGsと計画との関連について	3
第2章 富里市の男女共同参画を取り巻く現状と課題.....	4
1 市民意識調査等からみる現状	5
2 富里市の課題	12
第3章 計画の基本的な考え方.....	14
1 基本理念	15
2 基本方針	15
3 施策の体系.....	16
第4章 施策の方向.....	17
基本方針1 一人ひとりの人権を尊重する基盤をつくる.....	18
基本方針2 あらゆる分野で一人ひとりが活躍できる環境をつくる.....	21
基本方針3 だれもが安全・安心に暮らせる社会をつくる.....	25
第5章 計画の推進体制	31
1 計画の推進体制.....	32
2 進行管理等.....	32
資料編	33

本文中、※がついている語句は、資料編 38・39ページの用語解説を参照してください。

第1章 計画の策定に当たって

1 計画改定の目的

富里市では、平成15年に「富里市男女共同参画計画」を策定し、平成25年度からの「富里市男女共同参画計画(第2次)」、平成30年度からの「富里市男女共同参画計画(第2次)(改訂版)」を策定し、男女共同参画社会※の実現に向けて、各施策を展開してきました。

現行計画の策定から5年が経過し、この間、社会・経済情勢の急速な変化、大規模災害、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、男女共同参画を取り巻く状況はめまぐるしく変化しており、その対応が求められています。

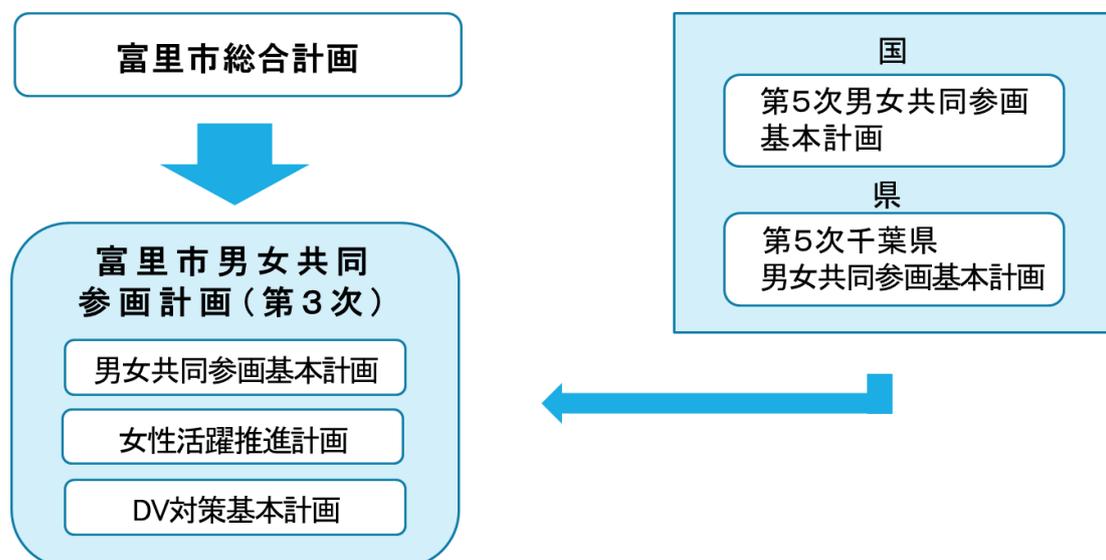
これまでの取組とその実施状況を踏まえ、新たな課題や社会状況の変化に対応するため、令和5年度からの「富里市男女共同参画計画(第3次)」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、「男女共同参画社会基本法※」第14条第3項の規定に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている基本計画として位置付けます。

この計画は、富里市総合計画との整合性を図るとともに、国の「第5次男女共同参画基本計画」や、千葉県の「第5次千葉県男女共同参画基本計画」を踏まえた計画です。

また、この計画の一部を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律※」の規定に基づく推進計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律※」の規定に基づくDV基本計画として位置付けます。



3 計画の期間

この計画は、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間とします。

	令和3年度 2021	令和4年度 2022	令和5年度 2023	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	令和9年度 2027
国	第5次男女共同参画基本計画						
県	第5次千葉県男女共同参画基本計画						
富里市	富里市総合計画						
	富里市男女共同参画計画(第3次)						

4 SDGsと計画との関連について

SDGsは、平成27年(2015年)9月に国連で採択された「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals)の略です。SDGsは、17のゴールと169のターゲットで構成されていますが、ゴール5に「ジェンダー※平等を実現しよう」が挙げられています。

この計画では、SDGsの視点を取り入れながら、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めます。



第2章 富里市の男女共同参画を取り巻く現状と課題

1 市民意識調査等からみる現状

(1) 市民意識調査の概要

① 調査の趣旨

「富里市男女共同参画計画(第3次)」の策定に当たり、市民の方々の男女共同参画に関する意識調査を実施しました。

この調査は、5年に1回実施しており、皆様の男女共同参画に対する意識の移り変わりや、御意見を伺い、計画策定の基礎資料としています。

② 調査対象

市内在住の20歳以上の市民から無作為に抽出した男女2,000人

③ 調査期間

令和4年1月12日～2月1日

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

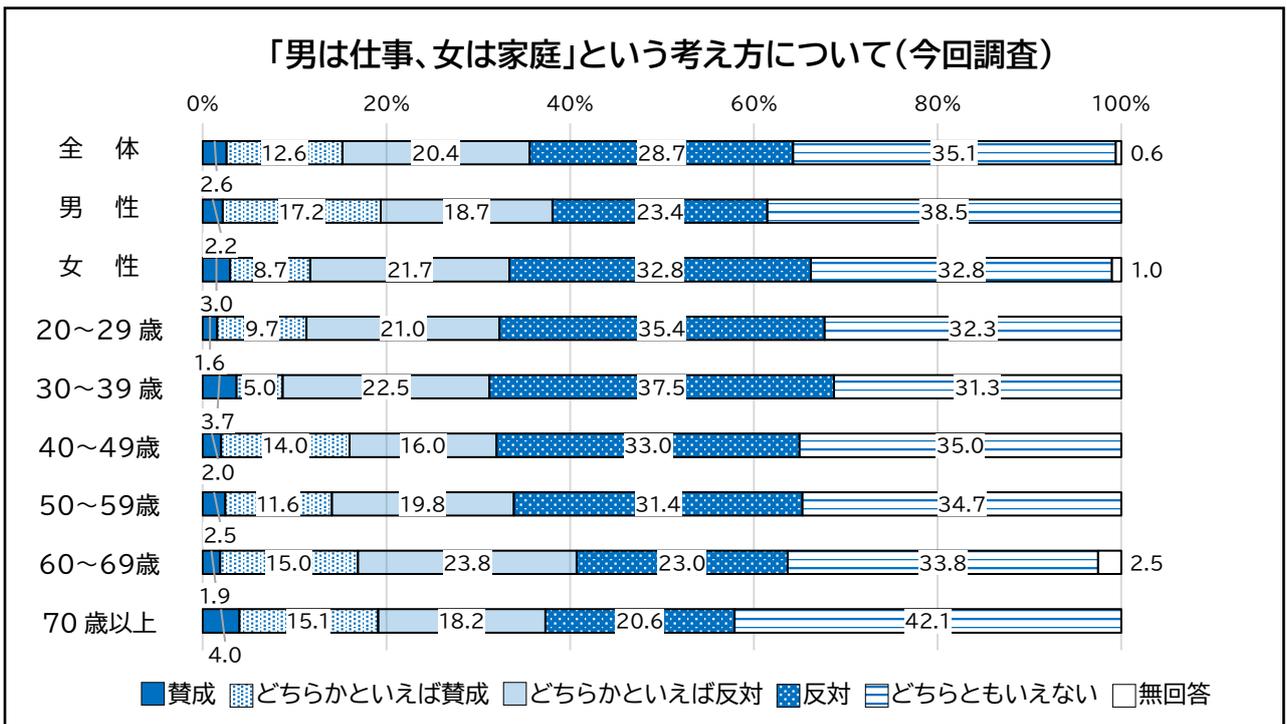
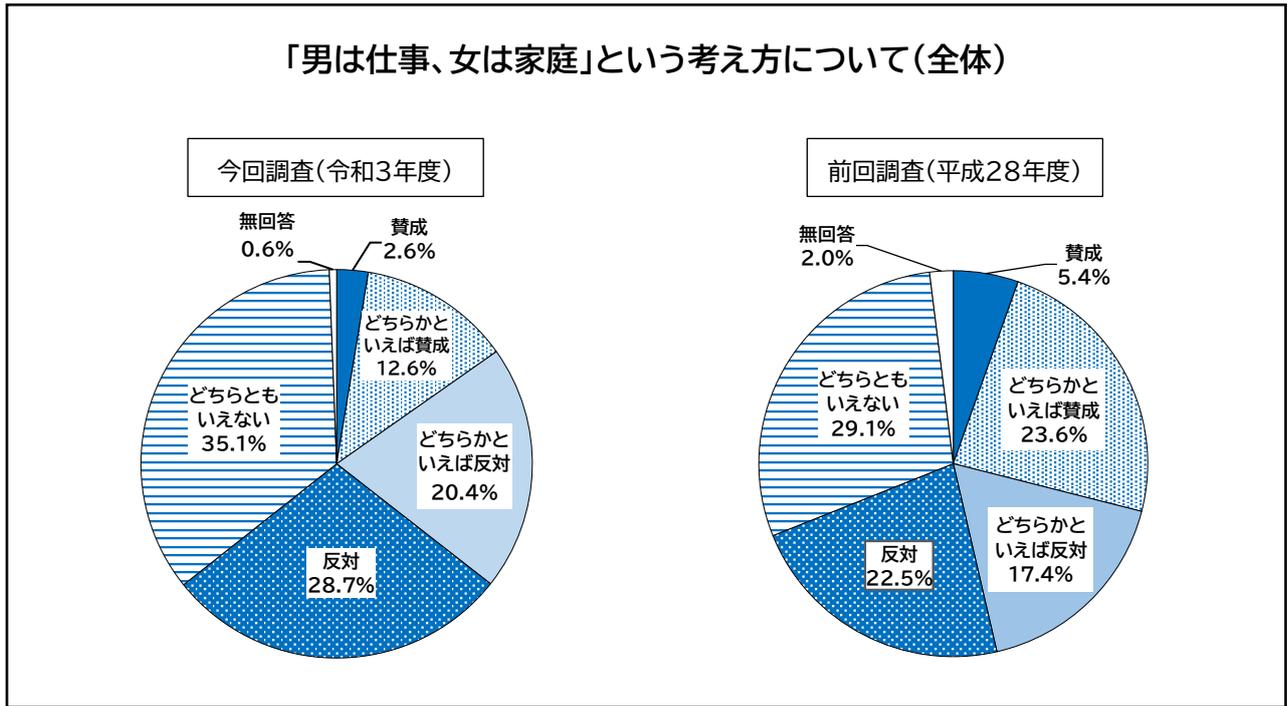
調査名	発送数	回収数	回収率
富里市男女共同参画に関する市民意識調査	2,000件	652件	32.6%



(2) 市民意識調査の結果

① 固定的な性別役割分担意識※について

「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担を固定する考え方について、全体で見ると、賛成派が15.2%、反対派が49.1%であり、反対派は前回調査の39.9%と比較すると9.2ポイント増加しています。しかし、性別や年代によって考え方には差があります。

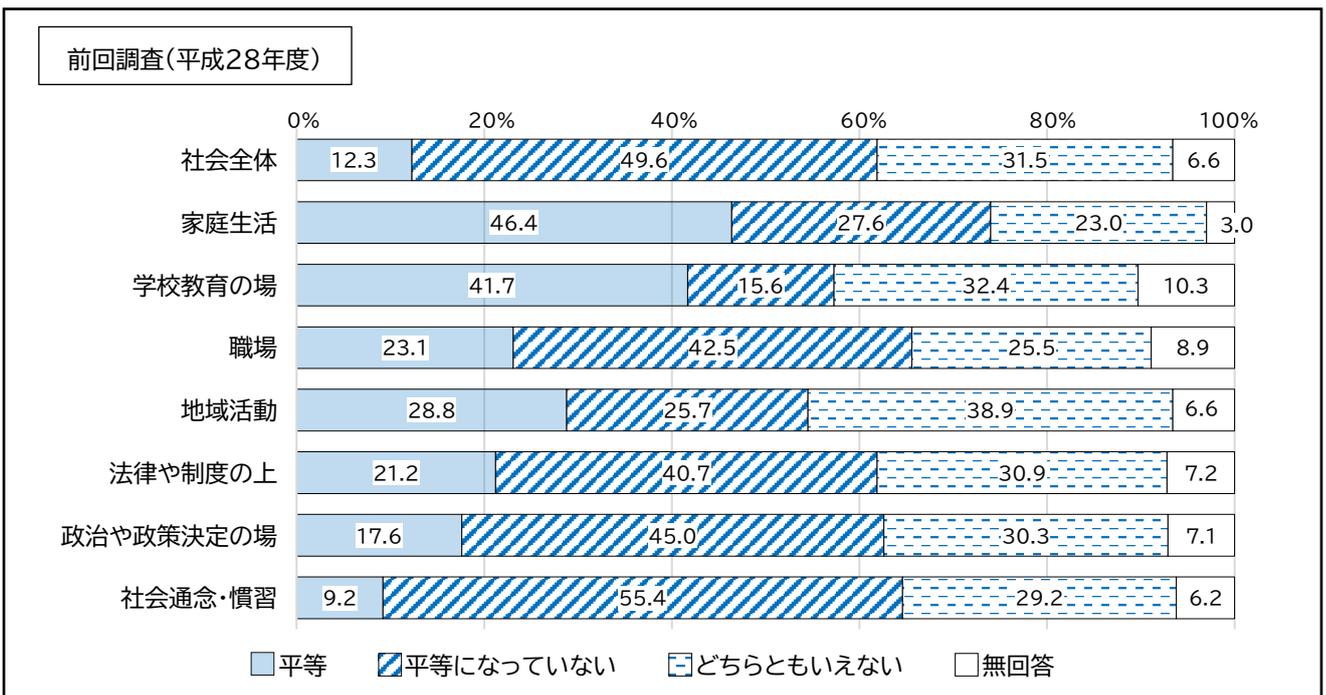
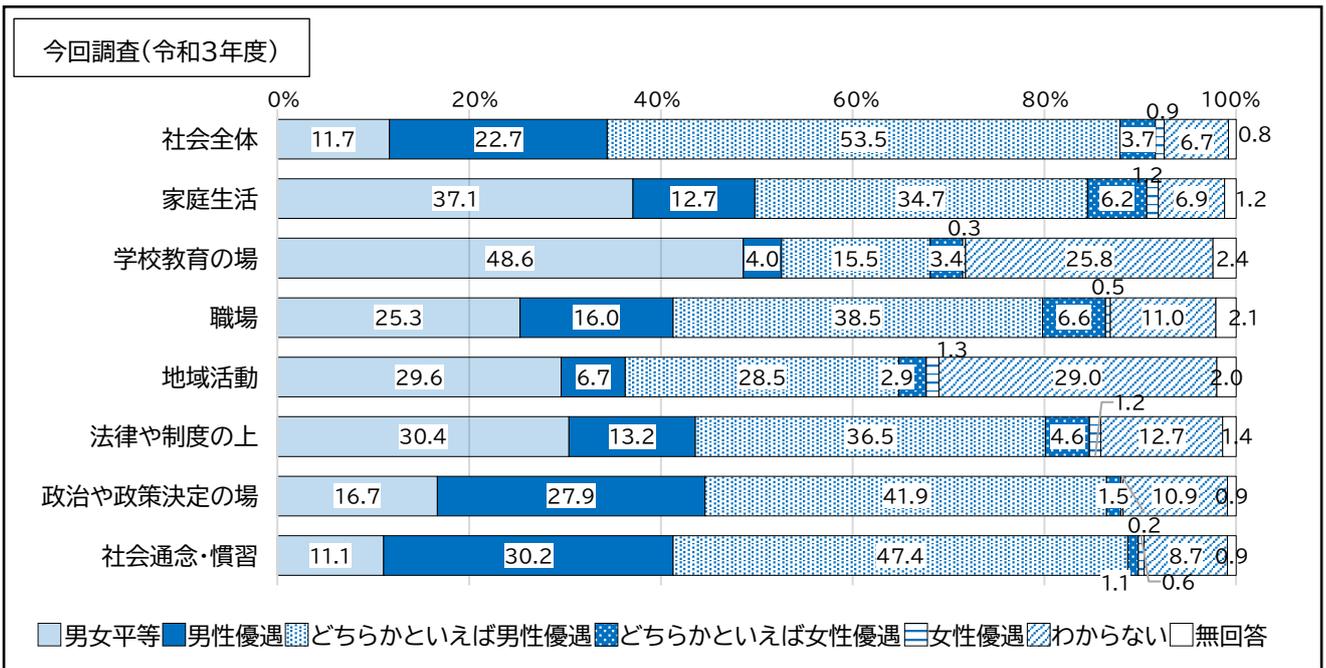


② 男女の平等意識について

市民意識調査をみると、どの分野においても、「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた“男性が優遇されている”の割合が高くなっています。

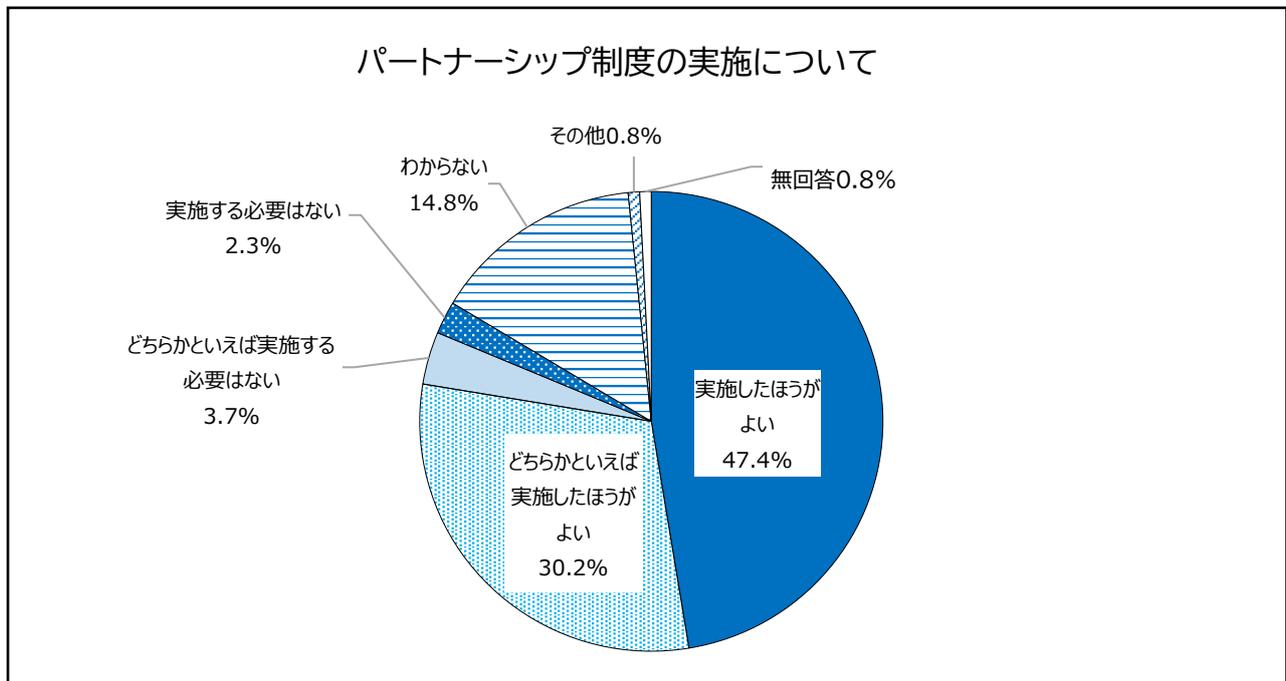
また、「男女平等である」と思う分野は、「学校教育の場」で最も高くなっています。

男女平等意識について



③ パートナーシップ制度※について

市民意識調査をみると、「実施したほうがよい」と「どちらかといえば実施したほうがよい」を合わせた割合が、77.6%となっています。

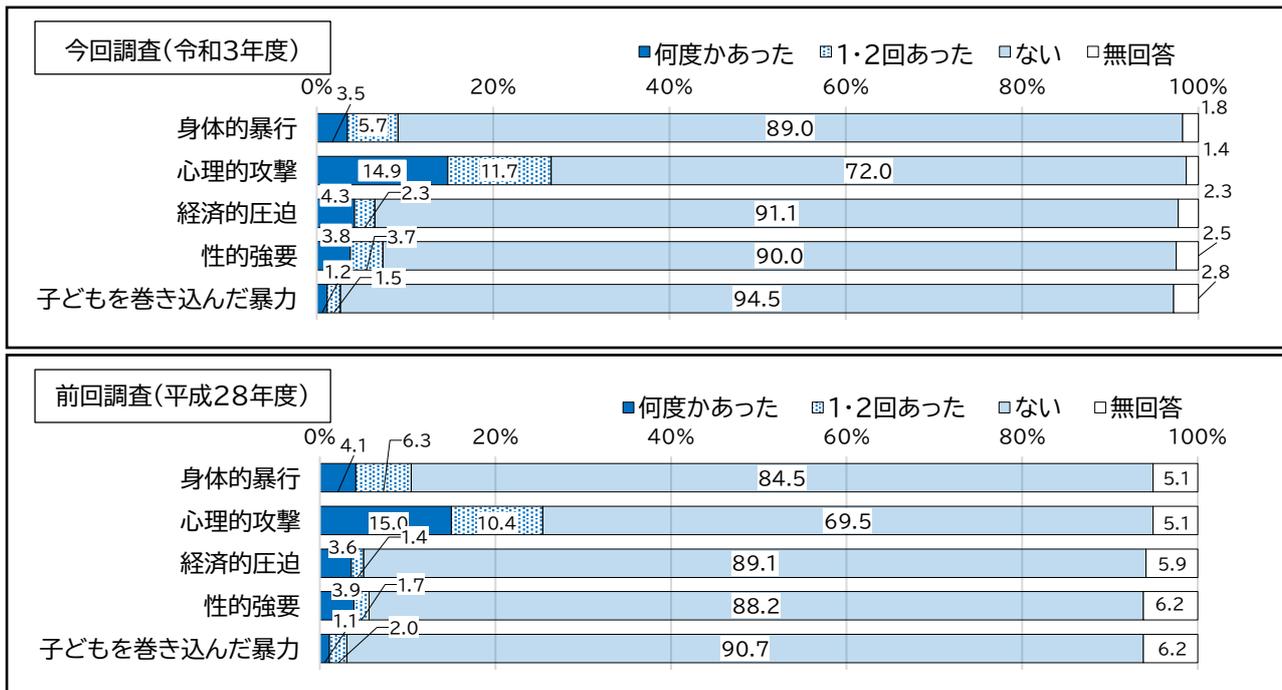


④ DV※被害について

「何度かあった」と「1、2回あった」を合わせた“あった”の割合が高いのは、『心理的攻撃』で26.6%となっています。

また、平成28年度調査と比べ、『心理的攻撃』、『経済的圧迫』、『性的強要』で“あった”と回答した人の割合が増えています。

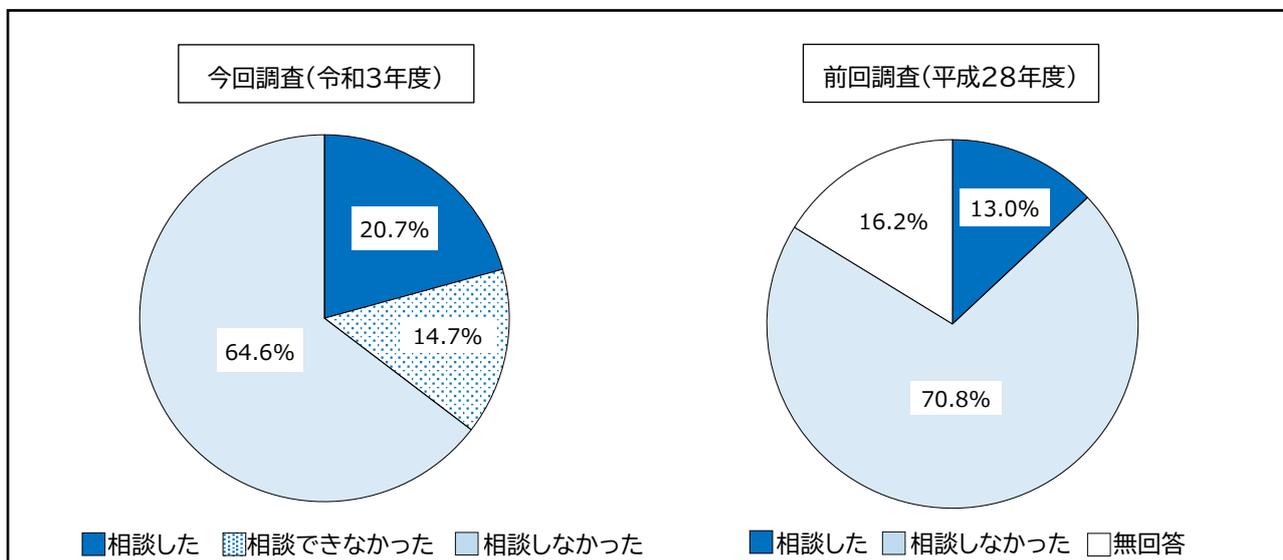
DV被害について



⑤ DV相談について

平成28年度調査と比べ、「相談した」と回答した人の割合は7.7ポイント高くなっていますが、依然として、「相談できなかった」「相談しなかった」と回答した人の割合は高い状況です。

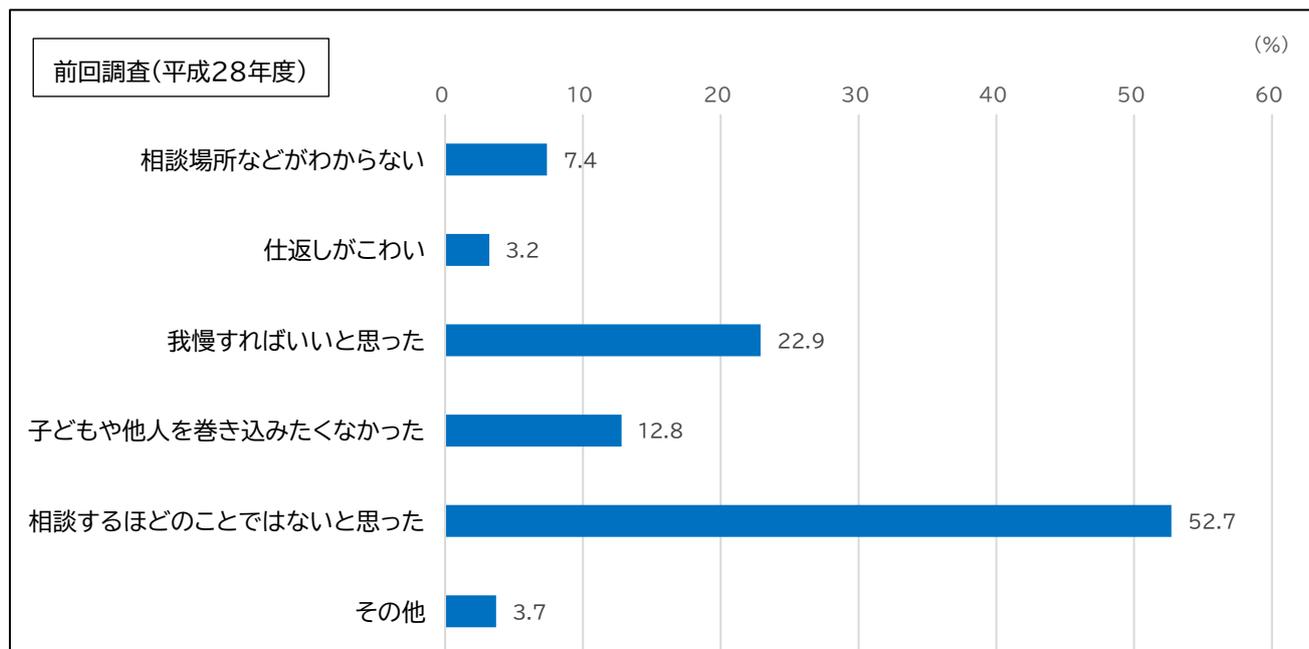
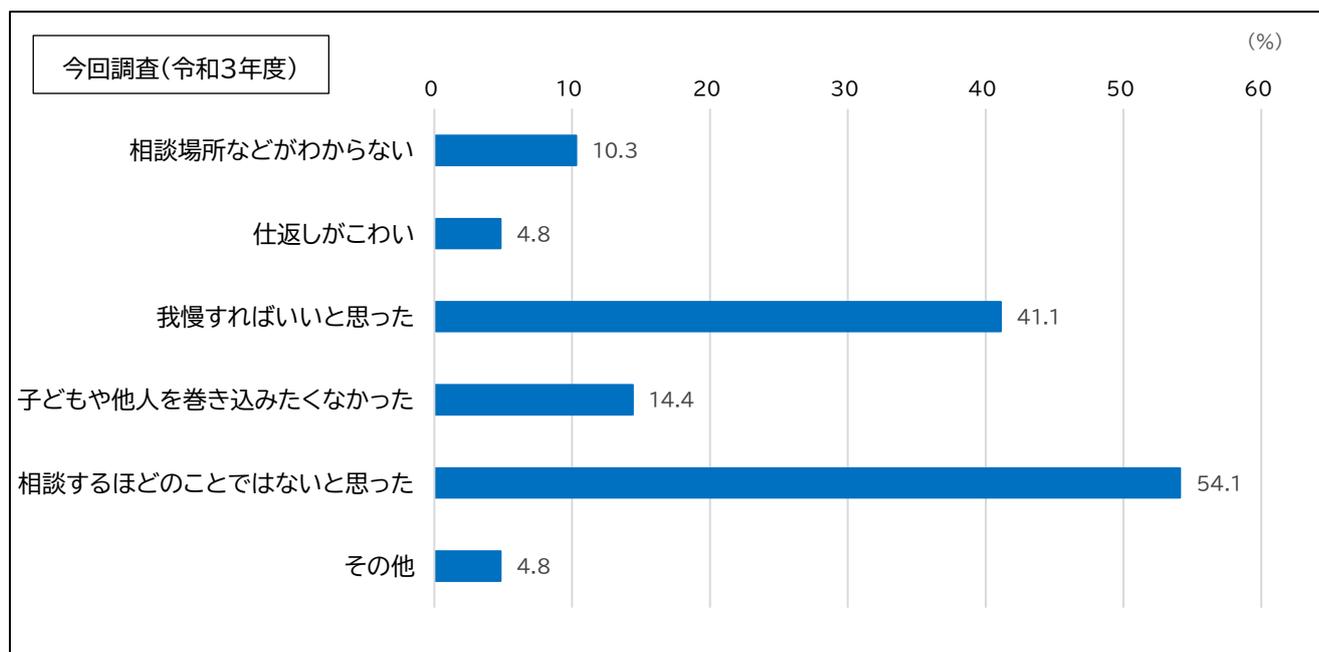
DVを受けたとき相談したか



⑥ DV相談をしなかった理由について

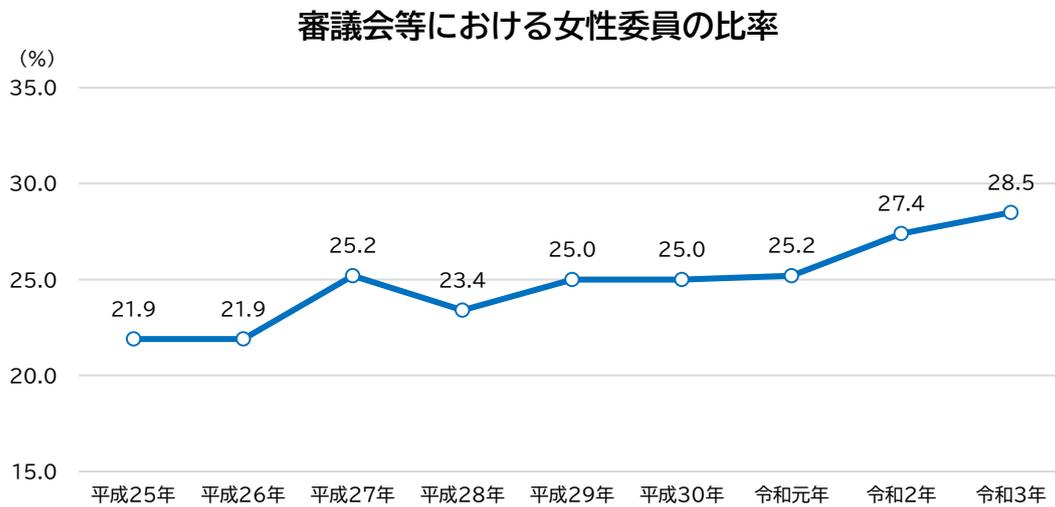
「相談するほどのことではないと思った」の割合が54.1%と最も高く、次いで「我慢すればいいと思った」の割合が41.1%となっています。

DVを受けたとき相談できなかった・しなかった理由



(3) 審議会等における女性委員の登用状況について

富里市の審議会等の委員に占める女性の割合は、年々増加傾向にあります。富里市男女共同参画計画(第二次)〈改訂版〉で目標としていた30%には達していません。



2 富里市の課題

(1) 人権意識について

市民意識調査の結果をみると、「男性が優遇されている」と感じる割合が全体的に高く、社会全体で男女平等であると回答した割合は、前回調査よりも低下している状況です。

また、「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する割合は、前回調査よりも高くなりましたが、性別や年代によっては、一定数は共感している状況です。

今後も固定的な男女役割意識の解消に向けた取組を進めていく必要があります。

さらに、男女共同参画社会の実現には、「男女」という性別にとどまらず、一人ひとりの人権を尊重し、多様な価値観を認め合うことが重要であると考えます。そのためにも、性的少数者に対する理解を深める取組も進めていく必要があります。

(2) 女性活躍の推進について

社会経済環境の変化や人々の意識の多様化により、社会が抱える課題は複雑かつ多岐にわたります。だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりを進めていくには、男女がともにかかわり、多様な価値観と発想を取り入れることが大切です。

審議会等委員に占める女性の割合は年々上昇しており、政策・方針決定過程への女性の参画は進みつつありますが、十分ではありません。

また、市民意識調査では、女性が仕事を持つことについて、9割の方が肯定していますが、働き方については、女性では「仕事を持ち続けた方がよい」という回答が最も多い一方、男性では「子育ての時期は一時やめて、落ち着いたら再び仕事を持つ方がよい」という回答が最も多くなっています。

政策・方針決定の場をはじめ、あらゆる分野において、女性が活躍できる環境づくりを一層促進する必要があります。



(3) ワーク・ライフ・バランス※について

家庭における役割分担については、全ての項目において「男女同程度」と回答した人の割合は、前回調査とほぼ変わっておらず、「主に女性」が担っている状況です。

男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要だと思う環境整備については、「男女が共に家庭責任を負うという意識改革」が最も高くなっています。

男性も女性も互いに協力し、仕事と家庭生活、地域活動等を調和させた豊かな暮らしを実現するために、男性の家事や育児などへの参画に対する意識の醸成や、だれもが安心して職業を続けられ、一人ひとりが活躍できるような環境づくりを進める必要があります。

(4) あらゆる暴力の防止について

配偶者や交際相手に対する暴力をはじめとしたあらゆる暴力は人権侵害であり、いかなる場合でも許されるものではありません。

DV 被害を受けた際に「相談した」と回答した人の割合は増えた一方で、相談しなかった理由としては「相談するほどのことではないと思った」と回答した人が全体の5割を超えています。また、「自分さえ我慢すればいいと思った」、「どこに相談していいかわからなかった」と回答した人の割合が、前回調査よりも増えています。

暴力という認識がないまま暴力行為が行われている場合もあるため、DV についての周知、啓発活動を進めるとともに、相談窓口のさらなる周知や DV 被害を受けた際にためらわずに相談できるような環境づくりが必要です。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画においては、性別にかかわらず一人ひとりを認め、それぞれがその個性と能力を十分に発揮し、お互いを支え合っていく社会の実現を目指し、「一人ひとりを認め合い、支え合う、元気なまちとみさと」を基本理念として掲げます。

一人ひとりを認め合い、支え合う、元気なまちとみさと

2 基本方針

本計画では、基本理念の実現を目指して、次の3点を基本方針とします。

(1) 一人ひとりの人権を尊重する基盤をつくる

一人ひとりが個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)※を解消し、多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合う意識づくり、教育・学習等の基盤をつくります。

(2) あらゆる分野で一人ひとりが活躍できる環境をつくる

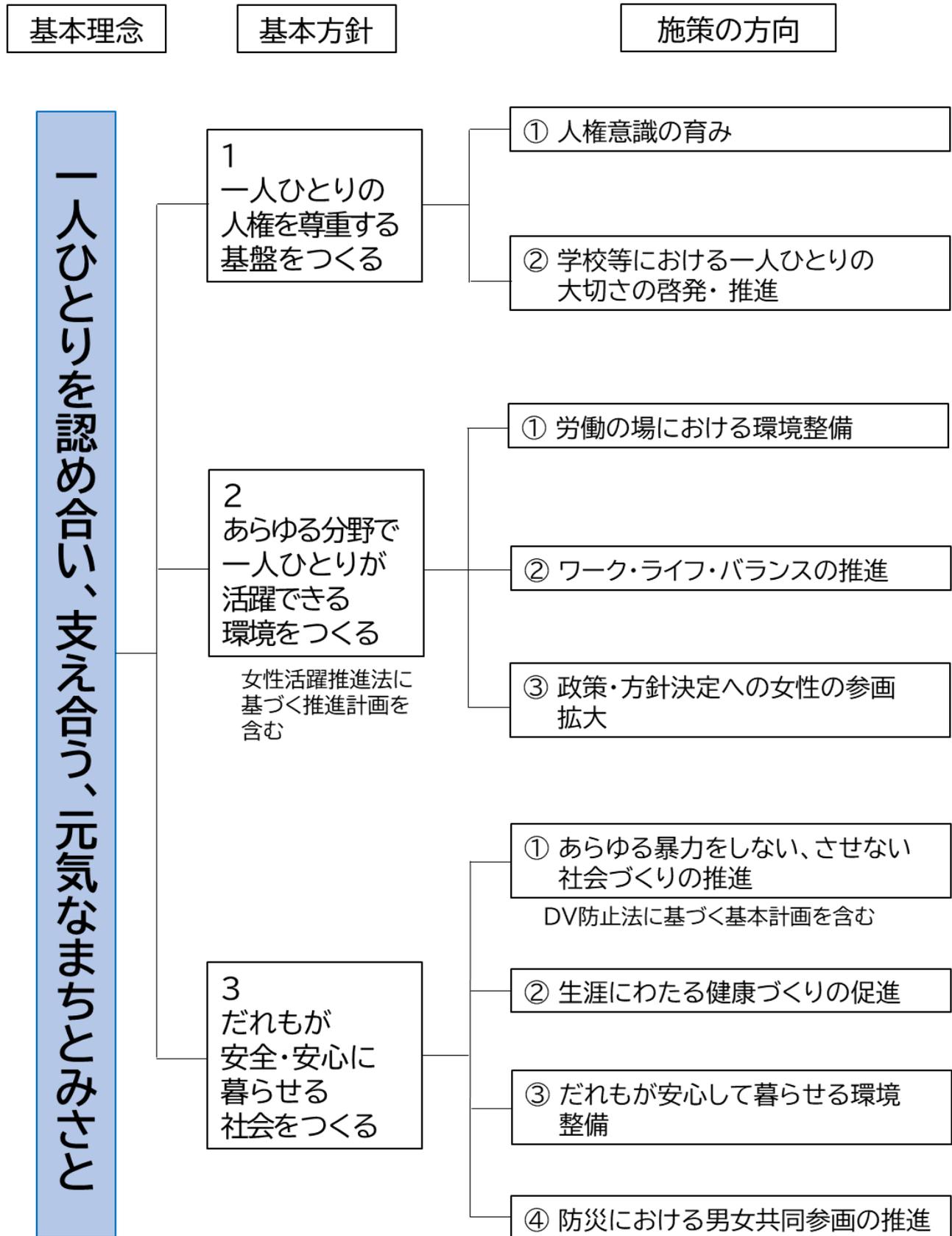
一人ひとりが仕事と生活の調和がとれ、その能力を十分に発揮し、安心して働くことができる環境の整備に努めます。また、社会のあらゆる分野で女性が意思決定・方針決定過程へ参画できるように環境整備を進めます。

(3) だれもが安全・安心に暮らせる社会をつくる

あらゆる暴力をしない、させない社会に向けた啓発を進めるとともに、相談体制の整備と自立支援等の対策を進めます。また、だれもが、生涯を通じて健康で安全・安心に暮らせる環境整備を進めます。



3 施策の体系



第4章 施策の方向

基本方針1 一人ひとりの人権を尊重する基盤をつくる

施策の方向① 人権意識の育み

性別にかかわらず一人ひとりを認め、それぞれがその個性と能力を十分に発揮し、お互いを支え合っていくジェンダー平等社会の実現に向けて、全ての市民が自分のこととして捉え、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを解消し、お互いを尊重し認め合う意識づくりが重要です。

そのため、無意識の思い込みを解消するための啓発をはじめ、多様な性のあり方について認め合い、個人の生き方を尊重できるよう、性的マイノリティ※に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行います。

さらに、男女共同参画に関する国際的動向を啓発することにより、男女共同参画意識の啓発を図るとともに、国際理解の推進に取り組みます。

主な取組	取組の内容	担当課
性別による固定的な役割分担意識の解消	無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)解消に向けた啓発	経営戦略課
	男女共同参画の視点に立った表現の推進	経営戦略課
性の多様性※に関する理解の促進	性的マイノリティ(LGBTQ)への理解のための啓発	経営戦略課
	パートナーシップ・ファミリーシップ制度※の調査・研究	経営戦略課
多文化共生のための国際理解	男女共同参画に関する国際的動向の啓発	経営戦略課



施策の方向② 学校等における一人ひとりの大切さの啓発・推進

性別にとらわれず、それぞれが個性と能力を発揮し、お互いを尊重する意識を高めるためには、子どもの頃からの環境や教育・学習の機会が大切です。

男女共同参画社会の形成は、すべての人にとってより暮らしやすくなるものであることへの理解や、お互いの良さや多様性を認め合い、一人ひとりを尊重する意識を育むための教育環境づくりを推進します。

また、学校教育や家庭教育の場でも男女共同参画意識を高め、子どもたちと接することができるよう、更なる啓発を行います。

主な取組	取組の内容	担当課
子どもの頃からの男女共同参画の理解と促進	性別にとらわれない教育活動の推進	子育て支援課 学校教育課
	学校教育における男女共同参画意識の浸透	学校教育課
	多様な進路選択を可能にするキャリア教育※の推進	学校教育課
	家庭教育における男女共同参画の理解の促進	学校教育課



施策の指標

施策の方向	成果指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
1-①	社会全体で男女平等と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	11.7%	20%
1-①	「男は仕事、女は家庭」という考えに反対*の割合 *反対またはどちらかといえば反対の合算 (男女共同参画に関する市民意識調査)	49.1%	60%
1-①	ジェンダー平等に向けた啓発	年1回	年1回以上
1-②	学校教育での指導	各小・中学校で 年1回以上	各小・中学校で 年1回以上
1-②	キャリア教育の実施	各小・中学校で 年1回以上	各小・中学校で 年1回以上
1-②	保護者等への啓発活動	各小・中学校で 年1回以上	各小・中学校で 年1回以上



基本方針2 あらゆる分野で一人ひとりが活躍できる環境をつくる

富里市女性活躍推進計画

施策の方向① 労働の場における環境整備

働きたい人が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できるよう、雇用形態の変化や多様な働き方に関する啓発や情報提供が重要です。

あらゆる人が能力を十分に発揮し活躍することができるよう、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法の趣旨や内容についての周知・啓発や、女性が活躍できるための情報提供に努めます。

また、本市の基幹産業である農業の振興において、女性が重要な役割を担っています。そのことから、一人ひとりの役割、就業条件などを明確にすることで、女性が働きやすい就農支援や作業環境などの環境整備を進めることが重要であり、女性の農業経営への参画を促進するとともに環境の整備に努めます。

主な取組	取組の内容	担当課
女性が働きやすい職場環境づくり	女性の活躍を後押しする法律や制度等の啓発	商工観光課
	ポジティブ・アクション※に関する啓発	商工観光課
	職場におけるハラスメント防止に関する啓発	商工観光課
起業・再就職・能力開発のための講座・制度等の情報提供	あらゆる人が活躍できるための情報提供	商工観光課
商工業・農業などの自営業における女性の活躍推進	役割分担や就業環境など話し合いに基づいた家族経営協定※についての情報提供と相談	農政課
	自営業者や家族従業者への男女共同参画についての啓発	商工観光課



施策の方向② ワーク・ライフ・バランスの推進

働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動などの家庭生活との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することが重要です。そのためには、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現が欠かせません。

しかしながら、家事・育児・介護の負担は、男性よりも女性の方が大きい状況にあります。ワーク・ライフ・バランス実現に向けて、仕事を持つ全ての人が、仕事と家庭生活の両立が出来るよう、男性への育児・介護休業の普及啓発、子育て支援サービス・介護サービスを実施します。

また、市職員が率先してワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

主な取組	取組の内容	担当課
育児・介護休業法等の周知	男性への育児・介護休業法等の普及啓発	商工観光課
子育て・保育への支援	子育て支援サービスの実施と情報提供	子育て支援課
介護への支援	介護サービスの実施と情報提供	高齢者福祉課
市における積極的な職場環境の整備	「富里市特定事業主行動計画」に基づく職場環境の整備	総務課



施策の方向③ 政策・方針決定への女性の参画拡大

今後の市の政策・方針決定過程や地域など様々な分野の活動において、男女のいずれか一方に偏ることなく、多様な視点からの意見を反映することが、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現のために重要です。

そのため、市の附属機関として設置されている審議会等において、積極的に女性の登用を促進し、多様な意見を反映させます。あわせて、市においても、女性職員が配置されていない職務への配置や、能力と実績に応じた管理職への登用など、女性職員の参画機会の拡大を推進します。

また、地域においても、地域で暮らす人が互いに支え合い、充実した生活を送るため、だれもが地域活動に参画できるよう啓発に努めます。

主な取組	取組の内容	担当課
審議会等委員への女性の登用促進	審議会・委員会等への女性の積極的な登用	経営戦略課
地域活動における男女共同参画の促進	地域活動に参画できるような環境の整備	市民活動推進課
政策・方針決定場面への女性の参画機会の拡大	適材適所に基づいた市女性職員の登用拡大	総務課



施策の指標

施策の方向	成果指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
2-①	各種制度の啓発	1回	年1回以上
2-①	家族経営協定締結数	51	57
2-②	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	1回	年1回以上
2-②	保育所等利用待機児童数	18人	0人
2-②	いきいきテレフォン※電話相談件数	369件	500件
2-②	男性職員の育児休業取得の割合	0%	25%
2-③	市の審議会等委員に占める女性委員の割合	28.5%	40%
2-③	地域活動の担い手の発掘や育成のための各種講座の開設	年8回	年10回
2-③	管理的地位にある職員に占める女性の割合	4.3%	20%



基本方針3 だれもが安全・安心に暮らせる社会をつくる

施策の方向① あらゆる暴力をしない、させない社会づくりの推進

富里市 DV 防止基本計画

配偶者やパートナーなどの身近な人から受ける暴力(ドメスティック・バイオレンス:DV)は、犯罪行為を含む重大な人権侵害です。また、子どもの面前での DV は児童虐待にあたるため、子どもへの影響や被害についても深刻な問題となっています。

あらゆる暴力をしない、させない、許さない意識を高めるため、DV や児童虐待を防止するための啓発を行うとともに、将来的に DV の被害者・加害者とならないよう、若年層への意識啓発を図ります。

また、早期相談を促すため、関係機関との連携強化に努めるとともに、相談窓口の周知や専門職による相談体制を整備します。

主な取組	取組の内容	担当課
あらゆる暴力の防止のための啓発の推進	あらゆる暴力を防止するための啓発	子育て支援課 社会福祉課 高齢者福祉課
	若年層への暴力防止に関する啓発	子育て支援課 学校教育課
	性犯罪・被害防止に関する啓発	子育て支援課
	メディア・リテラシー※の学習機会の充実	学校教育課



主な取組	取組の内容	担当課
支援体制の整備	早期発見のための取組の強化	子育て支援課 学校教育課
	相談体制の充実	子育て支援課 学校教育課
	関係機関等との連携強化	社会福祉課 子育て支援課 学校教育課
	被害者の生活再建に向けた支援体制の整備	社会福祉課 生活支援課 子育て支援課 高齢者福祉課



施策の方向② 生涯にわたる健康づくりの促進

だれもが生涯にわたって健康に生活できるよう、性別による身体機能の違いや特性を理解し、お互いを尊重し、思いやりを持って生きていくことが大切です。

特に女性は、妊娠や出産をはじめとした身体的な特徴を有するため、ライフステージによって大きく変化するという特性があります。

女性のライフステージにおける大きな転換点である妊娠・出産、育児についての知識の普及・啓発に取り組みます。また、学校においては、性差・男女の特性を踏まえた上で対等な人間関係が築けるよう、性や命について考える機会を提供します。

主な取組	取組の内容	担当課
妊娠・出産に関する知識の普及・啓発	妊娠・出産期に関する知識の普及	健康推進課
	女性労働者に対する母性の保護に関する周知	商工観光課
青少年に対する支援・啓発	性に関する学習機会の提供	学校教育課



施策の方向③ だれもが安心して暮らせる環境の整備

生活上の様々な困難を抱える人々が、社会の一員として安心して暮らすことができる環境の整備が必要です。

そのため、ひとり親家庭等に対して、きめ細やかな相談や支援を行います。

また、高齢者、障害者、外国人市民などで困難な状況に置かれている人へ、支援に関する情報提供や自立支援、生活支援を行います。

主な取組	取組の内容	担当課
ひとり親家庭への支援	相談体制の充実	子育て支援課
	各種手当の支給	子育て支援課
高齢者・障害者への支援	地域包括支援センター機能の充実	高齢者福祉課
	生活支援サービスの充実	社会福祉課
生活に不安を抱えた人への支援	自立に向けた支援の実施・情報提供の充実	生活支援課
外国人市民への支援	外国人相談・情報提供の充実	市民活動推進課
	日本語習得の支援	市民活動推進課 学校教育課



施策の方向④ 防災における男女共同参画の推進

大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かしますが、特に、女性や子ども、脆弱な状況にある人が、より多くの影響を受けやすい状況にあります。非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、女性へ家事・育児・介護等の負担が集中することや、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力などの課題が指摘されています。

そのため、防災会議への女性の参画の促進や、女性の視点を取り入れた備蓄品配備や避難所運営などの災害対策を進めます。

主な取組	取組の内容	担当課
男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害対策の推進	防災における女性の参画の促進	防災課
	女性の視点を取り入れた災害対策の推進	防災課



施策の指標

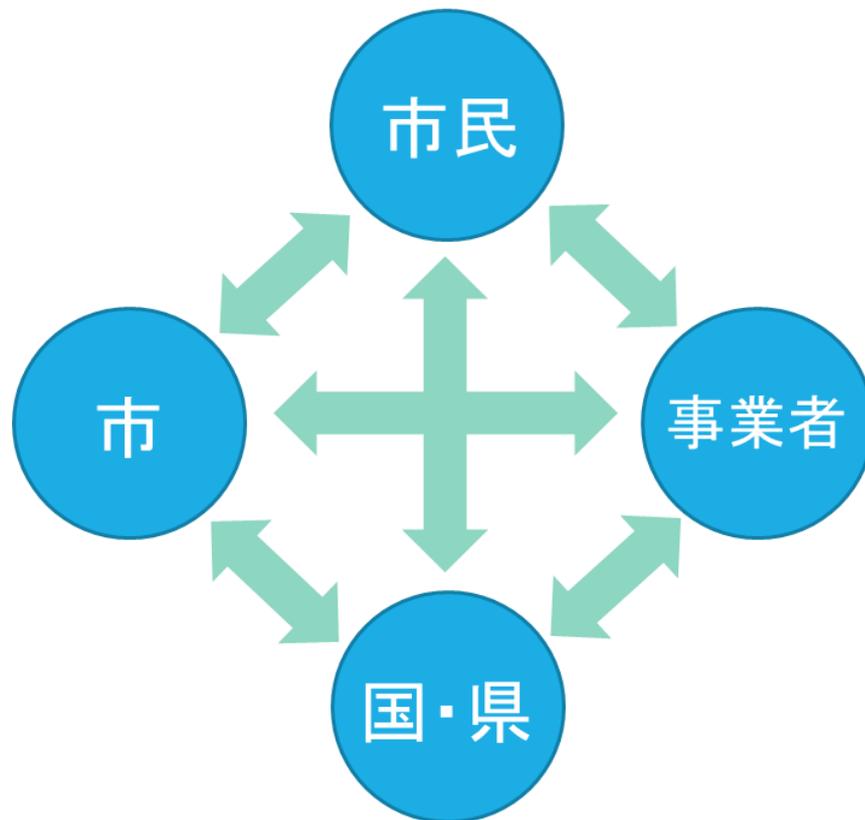
施策の方向	成果指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)
3-①	あらゆる暴力防止のための啓発	年1回	年1回以上
3-①	学習会等の開催	年1回	年1回以上
3-①	富里市障害者虐待防止センターの設置	1か所	継続
3-①	高齢者見守り協力事業者協定件数	72件	85件
3-①	情報共有会議の開催	月1回(定期) ・随時	継続
3-②	プレパパママ教室実施回数	平日4回 土曜4回	平日4回 土曜4回
3-②	母性保護に関する周知	1回	年1回以上
3-②	学校教育での指導	各小・中学校で 年1回以上	各小・中学校で 年1回以上
3-③	地域包括支援センターへの相談件数	8,698件	10,000件
3-③	地域自立支援協議会の開催	3回	3回以上
3-③	自立支援相談窓口相談受付件数	824件	200件
3-③	外国人支援窓口への相談件数	年16件	年40件
3-③	日本語教室の開講数	3教室	3教室
3-④	防災に関する審議会等委員に占める女性委員の割合	16%	30%



第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画を推進していくためには、市だけではなく、市民、事業者、国や県等の多様な主体が関わり合い、それぞれの役割を果たすことで、「一人ひとりを認め合い、支え合う、元気なまちとみさと」の実現を目指します。



2 進行管理等

計画の進捗管理は、「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「調査・評価(Check)」、「改善(Action)」のPDCAサイクルに基づいて評価を行い、適宜、見直し・改善を進めていきます。



資料編

富里市男女共同参画計画(第3次)の策定経過

年月日	会議等名称	内容・概要
令和3年 11月17日	令和3年度第1回 富里市男女共同参画推進本部会議	市民意識調査について
令和3年 11月30日	令和3年度第1回 富里市男女共同参画社会づくり懇談会	市民意識調査について
令和4年 1月12日 ～2月1日	男女共同参画に関する市民意識調査	○市内在住の満20歳以上の男女 2,000人 ○回収数 652件 ○回収率 32.6%
令和4年 5月13日	令和4年度第1回 富里市男女共同参画推進本部会議	富里市男女共同参画計画(第3次)の 策定について
令和4年 7月7日	令和4年度第1回 富里市男女共同参画社会づくり懇談会	富里市男女共同参画計画(第3次)の 策定について
令和4年 8月22日	令和4年度第2回 富里市男女共同参画推進本部会議	富里市男女共同参画計画(第3次) 骨子案について
令和4年 9月2日	令和4年度第2回 富里市男女共同参画社会づくり懇談会	富里市男女共同参画計画(第3次) 骨子案について
令和4年 9月12日	議会報告(総務建設常任委員会)	富里市男女共同参画計画(第3次) 骨子案について
令和4年 11月21日	令和4年度第3回 富里市男女共同参画推進本部会議	富里市男女共同参画計画(第3次) 素案について
令和4年 12月2日	令和4年度第3回 富里市男女共同参画社会づくり懇談会	富里市男女共同参画計画(第3次) 素案について
令和4年 12月12日	議会報告(総務建設常任委員会)	富里市男女共同参画計画(第3次) 素案について
令和5年 1月4日～ 1月24日	パブリックコメント	富里市男女共同参画計画(第3次) 素案について
令和5年 2月3日	令和4年度第4回 富里市男女共同参画推進本部会議	富里市男女共同参画計画(第3次)の 策定について



富里市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定による富里市男女共同参画計画(以下「男女参画計画」という。)の策定及び富里市における男女共同参画社会の形成を計画的、効果的に推進することを目的として、富里市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 男女参画計画の策定に関する事。
- (2) 男女参画計画の推進にかかる総合調整に関する事。
- (3) その他男女参画計画の策定及び推進に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、推進本部を主宰する。

3 副本部長は副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(研究班の設置)

第4条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に富里市男女共同参画研究班を置く。

(会議)

第5条 推進本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

(関係者の出席)

第6条 本部長は、必要に応じて、推進本部に関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、企画財政部経営戦略課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第3条第4項関係)

富里市男女共同参画推進本部員

消防長 総務部長 企画財政部長 健康福祉部長 経済環境部長 都市建設部長 会計管理者 教育部長 総務課長 広報情報課長 防災課長 市民課長 市民活動推進課長 経営戦略課長 財政課長 課税課長 納税課長 社会福祉課長 生活支援課長 子育て支援課長 高齢者福祉課長 国保年金課長 健康推進課長 農政課長 商工観光課長 環境課長 建設課長 都市計画課長 上下水道課長 議会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局 教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 図書館長 消防総務課長 予防課長 消防署長



富里市男女共同参画社会づくり懇談会設置要綱

平成29年4月1日告示第61号
改正
令和3年3月31日告示第66号
令和4年4月1日告示第72号

(設置)

第1条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策の企画及びその推進についての意見を聴取するため、富里市男女共同参画社会づくり懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する施策の計画策定及び推進に関することについて、意見を述べること。
- (2) 地域の女性活躍を推進するための具体的な課題解決に関することについて、意見を述べること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成に係る施策に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 国及び地方公共団体の機関の職員
- (2) 公募による市民
- (3) その他市長が必要と認める者

3 前項第2号の委員の募集の方法、選考方法等について必要な事項は、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 座長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、必要に応じて座長が招集し、座長が議長となる。

(関係人の出席)

第7条 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 懇談会の会議は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(秘密保持義務)

第9条 懇談会の委員は、懇談会の活動で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 懇談会の庶務は、企画財政部経営戦略課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第66号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日告示第72号)

この告示は、公示の日から施行する。



富里市男女共同参画社会づくり懇談会委員

氏名		備考
座長	渡 邊 薫	教育関係者(元小学校長)
座長職務代理者	秋 葉 隆	富里市商工会副会長
委員	渡 邊 和 也	成田公共職業安定所 雇用指導官
委員	田 口 実栄子	千葉県男女共同参画地域推進員
委員	古 賀 恵美子	まちづくりコーディネーター
委員	大 森 秀 明	公募委員
委員	本 多 円 佳	公募委員
委員	宮 本 和 子	民生委員・児童委員
委員	鈴 木 隆 次	富里市企画財政部長



用語解説(五十音順)

用語	意味
いきいきテレフォン	高齢者の健康・介護・介護予防に関して、24時間365日相談できる無料ダイヤル。
家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
キャリア教育	一人ひとり子どもたちの社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、平成27年9月4日法律第64号として、公布、施行された。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。10年間の時限立法。
性的マイノリティ(LGBTQ)	「性の多様性」の欄参照
性の多様性	<p>性を構成する要素には、からだの性(生物学的性)、こころの性(性自認)、好きになる性(性的指向)、表現する性(性別表現)があり、性のあり方は多様で人それぞれ異なる。</p> <p>「からだの性」、「こころの性」、「表現する性」が男性で「好きになる性」が女性、「からだの性」、「こころの性」、「表現する性」が女性で「好きになる性」が男性のような、いわゆる典型的で多数とされている組み合わせの人たちと異なる人たちのことを、性的マイノリティ(性的少数者)と呼ぶことがある。</p> <p>「LGBTQ」とは、L(レズビアン)同性を好きになる女性、G(ゲイ)同性を好きになる男性、B(バイセクシャル)同性も異性も好きになる人、T(トランスジェンダー)体と心の性が一致しない人、Q(クエスチョニング)性自認や性的指向が明確ではない人などの性的マイノリティを表す総称である。</p>



ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)」という。ジェンダーは、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会のこと。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行された。
ドメスティック・バイオレンス(DV)	配偶者や恋人など、親密な関係にあるパートナーからの、身体的、精神的、経済的、性的な暴力のこと。
パートナーシップ制度 ファミリーシップ制度	パートナーシップ制度は、性の多様性を尊重する取組として、地方自治体が、公的に、同性カップルに対し、その関係性(パートナーシップ)を認める制度。 ファミリーシップ制度は、パートナーシップにある2人と同居する未成年の子が家族として生活する関係性(ファミリーシップ)を認める制度。 いずれも法律婚とは異なり、法律上の権利や義務を伴うものではない。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)	家庭内に潜在していた夫婦間の暴力について、人権擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者やパートナー等からの暴力の防止及び被害者の保護救済を目的として、平成13年4月13日法律第31号として、公布、施行された。
ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。
無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)	だれもが潜在的に持っている思い込みのこと。無意識の偏見。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	仕事と仕事以外の生活(家庭生活や地域活動など)とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすること。



富里市男女共同参画計画(第3次)

発行:令和5年3月 発行者:富里市企画財政部経営戦略課
〒286-0292 千葉県富里市七栄652番地1
TEL:0476-93-1118(直通) / FAX:0476-93-9954
E-mail:kikaku@city.tomisato.lg.jp